

令和 8 年 10 月 1 日

会員各位

一般社団法人 日本生殖医学会
理事長 岩瀬 明
(公 印 略)

一般社団法人日本生殖医学会 年会費納入のお願いと留意事項について

拝啓 秋色の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 8(2026)年度年会費につきまして未納となっております先生方に、再度年会費請求書をお送りいたしましたので、期限までにお支払い頂きますようお願い申し上げます。過年度に未納分がある場合は、合算額をご請求いたしておりますので、併せてお支払いいただけますようお願い申し上げます。

また会費納入における注意事項について、下記を必ずご一読ください。

今後とも、会員の皆様のご理解とご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 長期にわたり会費未納となった場合（本会から連絡がつかなくなり、請求書を送ることもできない方を含みます）、一般社団法人日本生殖医学会定款に則し、会員資格を喪失する場合がございます。

2. 会費未納の場合には、会員の重要な権利である選挙権・被選挙権が行使できなくなります。

<参考>

「一般社団法人日本生殖医学会定款」より抜粋

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員になった時及び毎年、正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 既納の会費及びその他の拠出金品は、いかなる事由があっても返還しない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 3 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

以上